

## 引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月1日より、消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、引き上げ分の地方消費税については、その用途を明確化し、「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度勝浦町の当初予算における充当額については以下のとおりです。

(歳入)・地方消費税交付金(社会保障財源化分)	59,128 千円
(歳出)・地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた社会保障施策の経費	916,008 千円

### 【地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた社会保障施策の経費】

(単位:千円)

区 分	経 費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国県支出金	その他	内、引き上げ分の地方消費税(社会保障財源化分)の地方消費税交付金		
社会福祉	社会福祉費	25,219	2,636	1,251	21,332	2,369
	障害福祉費	181,520	126,791	500	54,229	6,022
	老人福祉費	42,443	985	6,839	34,619	3,845
	児童福祉費	287,973	155,095	9,673	123,205	13,682
社会保険	国民健康保険事業	32,732	19,382	0	13,350	1,483
	後期高齢者医療事業	143,688	24,768	3	118,917	13,206
	介護保険事業	145,060	9,576	0	135,484	15,046
保健衛生	保健衛生費	4,401	208	0	4,193	466
	健康増進事業費	47,660	25,139	729	21,792	2,420
	母子衛生費	5,312	0	0	5,312	590
合計	916,008	364,580	18,995	532,433	59,128	

※各事業の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各事業費の一般財源額で按分しています。